

## ○高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高知市が発注する建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式による一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が高知市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式をいう。

### (対象業務等)

第3条 総合評価落札方式による一般競争入札の実施に当たっては、当該業務の特性（規模、内容等）に応じて、企業評価型又は技術提案型のいずれかによるものとする。

#### (1) 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい業務で、企業及び配置予定技術者を評価する。

#### (2) 技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい業務で、企業及び配置予定技術者の評価を行うとともに、履行上の工夫等の技術提案を求め、評価する。

### (入札の公告等)

第4条 市長は、総合評価落札方式で発注する場合は、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）

第6条各号に掲げる公告する事項に、次の事項を加えて公告する。

#### (1) 総合評価落札方式による入札である旨

#### (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

#### (3) その他総合評価落札方式の入札に必要な事項

### (落札者決定基準)

第5条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。

2 前項の規定により、落札者決定基準を定める場合は、あらかじめ高知市総合評価落札方式審査委員会の意見を聴くものとする。

### (評価項目等)

第6条 評価の対象とする技術的要件については、当該業務の目的・内容に応じ、業務実施上の必要性の等の観点から評価項目を設定する。

- 2 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- 3 評価項目に対する評価基準は、性能等を定量的に表示できるものは数値で表すこととし、それが困難な場合には定性的に表示できることとする。

#### (評価の方法)

第7条 入札者の申し込みに係る価格及び技術力等に係る評価は、各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）により、得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、評価値は、次の式により算定した数とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 品質確保評価点

価格評価点 =  $30 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

技術評価点 =  $30 \times (\text{技術評価の評価点数}) \div (\text{技術評価の配点の合計})$

品質確保評価点 = 技術評価点の満点を品質確保評価点の満点として設定する。

#### (落札者決定の方法)

第8条 次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。
  - (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (3) 入札に係る性能等が入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求を全て満たしていること。
- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
  - 3 第5条第2項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、第1項及び前項の規定により落札者を決定するときに、あらかじめ、高知市総合評価落札方式審査委員会の意見を聴くものとする。

#### (評価内容の担保)

第9条 落札者の決定に反映された評価内容の履行は、監督、検査で確認する。

- 2 合理的な理由なく前項の履行ができなかった場合は、委託業務成績評定点の減点等の措置を行う。

#### (入札の方法)

第10条 総合評価落札方式による入札は、高知市郵便入札実施要領（平成15年4月1日制定）に定める郵便入札又は高知市電子入札運用基準（平成27年9月1日制定）に定める市が設置する電子入札システムを使用して行う契約に係る事務のいずれかの方法により行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 この要領に定めのない事項については、一般競争入札等の取扱によるものとする。

(入札の申し込み)

第 11 条 総合評価落札方式による入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式 1)に、次の各号に掲げる書類のうち案件ごとに入札公告等に定めた書類を添付し、所定の期日までに入札参加の申し込みをしなければならない。

- (1) 同種業務の履行実績調書(様式 2)
- (2) 配置予定技術者状況調書(様式 3)
- (3) 企業の評価項目一覧表(様式 4)
- (4) 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式 5)
- (5) 同種業務の履行実績調書[評価用](様式 6)
- (6) 配置予定技術者状況調書[評価用](様式 7)
- (7) 若手・女性技術者調書(様式 8)
- (8) 手持ち業務量調書(様式 9)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(書類等の作成費用)

第 12 条 入札参加者が資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(入札結果の公表)

第 13 条 総合評価落札方式により落札者を決定した場合は、次に掲げる事項について速やかに公表するものとする。

- (1) 入札日時
- (2) 業務名
- (3) 業務場所
- (4) 調査基準価格
- (5) 入札参加者名
- (6) 各入札参加者の入札金額
- (7) 各入札参加者の評価点
- (8) 各入札参加者の評価値

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。